

政 委 第 3 4 号

平成 22 年 12 月 22 日

国立大学法人評価委員会

委員長 村 松 岐 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素 之

平成 21 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の  
業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 22 年 11 月 5 日付けをもって貴委員会から通知のあった  
「平成 21 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関  
して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

平成 21 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人  
の業務の実績に関する評価の結果についての意見

平成 21 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

- ・ 国立大学法人等については、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」（平成 21 年 6 月 5 日文部科学大臣決定）及び「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しについて」（平成 21 年 6 月 5 日文部科学大臣決定）において、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めるものとされており、第 2 期中期目標期間においては、各法人が不断の見直しを行う中で新たに処分を決定した土地等についても、中期計画に定める土地等の譲渡計画に適時・適切に反映して、保有資産の処分等に努めることになっている。

他方、独立行政法人の保有資産については、平成 22 年 12 月 7 日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定され、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証するものとし、各法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うなどの方針が示されるとともに、事務所等の見直しの方向性が示されたところである。

今後の評価に当たっては、減損会計情報等を活用しつつ、こうした独立行政法人における取組も参考に、各法人における資産の保有の必要性及び有効活用についての不断の見直しや、不要とされた資産の処分に向けた取組等を促すとともに、その見直しや進捗の適切性が国民に明らかになるような評価を行うべきである。

- ・ 第 2 期中期目標期間を迎えるに当たり、国立大学法人においては、大学の機能別分化を進めるため、各法人の目指す方向性が明らかになるよう、各法人の特性を踏まえた一層の個性化が明確となる中期目標・中期計画の策定が図られている。

また、大学共同利用機関法人においては、新たな学問領域の創成や共同利用・共同研

究機能の向上を図る観点から、各機関間の連携を取りながら機構長のリーダーシップの下で法人としての一体的運営を一層推進する中期目標・中期計画の策定が図られている。

今後の評価に当たっては、法人の自律性に配慮しつつ、各法人の目指す方向に向けた法人の積極的な取組を促す観点から、財務情報等も活用し、引き続き学長・機構長裁量経費の活用や自己収入の拡大・一般管理費の節減等により捻出した財源の計画的な活用による資源配分の取組について評価を行うべきである。

- ・ 国立大学法人等は、第2期中期目標期間において、法人の運営改善に資するよう、経営協議会における運用の工夫改善や意見の内容及びその法人運営への反映状況などの情報の公表等により、学外者の意見の一層の活用を図ることとされている。

貴委員会は、第1期中期目標期間の最終年度である平成21年度の業務実績評価において、経営協議会における学外委員からの意見を基に具体的に改善した取組事例等の公表状況及び経営協議会の議事録等の公表状況について評価を行い、各法人において的確に公表がなされている場合に注目される取組として評価結果等に記載することで法人の改善を促している。

今後の評価に当たっては、経営協議会が期待される役割を十分に発揮し、その意見が法人運営に適切に反映されているか明らかにする観点から、引き続き経営協議会に関する情報の公表状況に関する評価を行い、公表が行われていない法人については課題として評価結果等に記載するなど、その厳格な運用に努めるべきである。

国立大学法人等は、第2期中期目標期間において、特に、国立大学法人にあつては、機能別分化を、大学共同利用機関法人にあつては、一体的運営を進めるものとされており、それを実現するためには、各法人において、明確なミッションを掲げ、学長等のリーダーシップの下、役員会、教育研究評議会、経営協議会を始めとした法人内の各組織がそれぞれ求められる役割を果たし、目標に向けて、法人全体として機能することが重要である。

このため、今後、国立大学法人等の評価においても、このような視点に立った評価が必要となってくるので、独立行政法人<sup>(注)</sup>や民間における内部統制も参考にしつつ、評価に取り組むことが期待される。

(注) 独立行政法人等の評価においては、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）により、独立

行政法人における内部統制についての概念が整理され、具体的な取組が提示されたことを受け、当委員会では内部統制に関する二次評価を実施している。